



社会福祉法人禱友会

指定介護老人福祉施設「紅山荘」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
香川県指定 第3771500265号

当施設はご契約者（利用者）に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当施設への入所は、原則として、要介護認定の結果「要介護3・4・5」と認定された方が対象となります。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人「とうゆうかい禱友会」
- (2) 法人所在地 香川県丸亀市飯山町上法軍寺2600番地
- (3) 電話番号 0877-98-2781
- (4) 代表者氏名 理事長 鎌倉 克英
- (5) 設立年月日 昭和47年 1月20日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
平成12年 1月20日指定
介護保険事業所番号 第3771500265号

(2) 施設の目的

介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者(利用者)に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、福祉サービスを提供します。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 紅山荘
- (4) 施設の住所 香川県丸亀市飯山町上法軍寺2600番地
- (5) 電話番号 0877-98-2781
- (6) 施設長(管理者)氏名 鎌倉 契嗣

(7) 当施設の運営方針

キリスト教の「愛情と奉仕」の精神に基づいて、個々の利用者を大切にいたします。

- (8) 開設年月 昭和47年 7月 1日
- (9) 入所定員 110人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	38室	従来型個室。各室に洗面所、トイレ付
2人部屋	8室	多床室。各室に洗面所付
4人部屋	14室	多床室。各室に洗面所付、天井走行リフト装備
合計	60室	
食堂	2室	2階、3階
機能訓練室	2室	2階、3階
浴室	2室	2階、3階にそれぞれ普通浴室・介護浴室 [主な設備] 普通浴槽(大)2台、普通浴槽(一人用)2台、 特殊浴槽2台、中間浴槽(車椅子)2台
医務室	1室	1階

☆居室の利用

上記は、厚生労働省で定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

入所に際しての居室の指定については、ご利用者の心身の状況を考慮し施設側で決めさせていただきます。原則としては空室に入所いただきます。

☆居室の変更

ご契約者(利用者)から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。(ご利用者の心身の状況により、ご希望に添えない場合もあります。)

また、ご利用者の心身の状況の変化により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

トイレは個室(1人部屋)全室と2階、3階フロア各々2カ所に設置しています。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	備考
1. 施設長(管理者)	1	常勤
2. 介護職員	常勤換算で32以上	
3. 生活相談員	2	常勤
4. 看護職員	常勤換算で3以上	1名は常勤
5. 機能訓練指導員(看護職員兼務)	(0.1)	
6. 介護支援専門員(介護職と兼務)	(2)	
7. 医師(嘱託医)	非常勤2	
8. 管理栄養士	1以上	
9. 事務員その他の職員	必要数	

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週火・金曜日 13:30 ～ 14:30 *但し、適時往診あり 精神科医は、第2・4木曜日 10:30 ～ 11:30
2. 介護職員	標準的な時間帯 早出： 7:00 ～ 16:00 遅出： 9:30 ～ 18:30 夜勤： 16:30 ～ 9:30
3. 看護職員	標準的な時間帯 早出： 7:30 ～ 16:30 日勤： 8:30 ～ 17:30 遅出： 9:30 ～ 18:30
4. 機能訓練指導員	看護職員が担当する

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。
当施設が提供するサービスについて、

- | | |
|---|--------|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 | があります。 |
|---|--------|

(1)当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。(なお、自己負担2割、3割の方があります。負担割合証で確認下さい。)

<サービスの概要>

①居室の提供

- ・前記「居室等の概要」に示した居室をご利用いただけます。利用料金については、居住費以外の料金の支払いはありません。

②食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。(他職種共同で栄養ケア計画を作成します。また、定期的に評価、見直しを行います。)
- ・ご利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。(食事時間) 朝食 7:30頃 昼食 12:00頃 夕食 17:30頃

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための生活リハビリを実施します。(加算はありません。)

⑥健康管理

- ・医師(嘱託医)や看護職員が、他職種との連携により健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>

利用料金は、ご利用者の要介護度と負担割合に応じて異なります。ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(=介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に定める割合を乗じた利用料額)と居室・食事に係る自己負担額をお支払い下さい。(次頁の表は自己負担1割の場合。)

[自己負担1割の場合]

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 5,890円	要介護2 6,590円	要介護3 7,320円	要介護4 8,020円	要介護5 8,710円
2. うち介護保険から給付される金額	5,301円	5,931円	6,588円	7,218円	7,839円
3. サービス利用自己負担額(1-2)	589円	659円	732円	802円	871円
4. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円				
5. 看護体制加算(Ⅰ)ロ	4円				
6. 精神科医療養指導加算	5円				
小計(3+4+5+6)	604円	674円	747円	817円	886円
7. 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	82円	92円	102円	111円	120円
8. 居室に係る自己負担額(居住費)	915円 (※利用者負担第1段階の方は0円、第2・3段階の方は430円)				
9. 食事に係る自己負担額(食費)	1,445円 (※利用者負担第1段階の方は300円、第2段階の方は390円、第3段階①の方は650円、第3段階②の方は1,360円)				
10. 自己負担額合計(小計+8+9+10+11)	3,046円	3,126円	3,209円	3,288円	3,366円

☆介護保険からの給付額等に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用については、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額(※)となります。

☆介護職員等処遇改善加算Ⅱは、1か月の単位数に対し、13.6%を加算するため、めやすの数字となっています。

☆入所日から30日については、福祉施設初期加算として、1日につき30円が上記金額に加算されます。

☆また、ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合は、外泊時加算(1日あたり246円)と居住費をお支払いいただきます。(ただし月6日を限度とする。)

☆看取り介護の要件を満たす場合は、死亡日は1,280円、死亡日以前2日又は3日は680円、死亡日以前4日以上30日は144円、死亡日以前31日以上45日は72円を加算させていただきます。

◇居住費、食費の負担額(※)

[単位:円(日額)]

対象者	利用者負担区分	居住費(居住の種類により異なります)				食費
		多床室(相部屋)	従来型個室	ユニット型準個室	ユニット型個室	
世帯:世帯を分離している配偶者を含む						
生活保護受給者						
世帯全員が市町税非課税	第1段階 世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ)全員が市町税非課税である 高齢福祉年金受給者かつ、預貯金等の合計が1,000万(夫婦は2,000万円)以下	0	380	550	880	300
	第2段階 本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万(夫婦は1,650万円)以下	430	480	550	880	390
	第3段階① 本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円かつ、預貯金等の合計が550万(夫婦は1,550万円)以下	430	880	1,370	1,370	650
	第3段階② 本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超かつ、預貯金等の合計が500万(夫婦は1,500万円)以下	430	880	1,370	1,370	1,360
上記以外の方 (世帯に課税者がいる。市町税本人課税者)	利用者負担第4段階	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおりです。				
		915	1,231	1,728	2,066	1,445

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者(ご利用者)の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供することができます。その場合、利用料金として、要した費用の実費をご負担いただきます。

②理髪・美容

職員が行う散髪等は無料ですが、外部からの出張サービスを利用される場合は実費負担となります。(現在 1,500円/1回)

③利用料金の支払い

利用料の支払いは、原則、お届けいただく通帳よりの引落としとさせていただきます。引落し手数料はご負担ください。(手数料：110円/1回)

④レクリエーション、クラブ活動

施設が用意するレクリエーションやクラブ活動にご参加ください。この場合は自己負担の支払いはありません。ただし、ご利用者のご希望によるもの場合は、材料代等の実費をいただくことがあります。

⑤複写物の交付

ご契約者(ご利用者)は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、ご契約者側が複写物を必要とする場合には実費(1枚につき10円)をいただく場合があります。

⑥日常生活上必要となる諸費用の実費

日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものについては要した費用をご負担いただきます。

(おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。)

⑦移送にかかる費用

ご利用者の通院や入院及び外泊時の移送サービスをご希望により行いますが、1日程度を要する場合は実費負担となる場合があります。

⑧居室明け渡しに関する料金

ご契約者(ご利用者)が、契約終了後も居室を明け渡さない場合に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をいただきます。

1日あたり 3,200円

☆上記金額は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相応な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明させていただきます。

(3) 料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。

利用料金の支払いについては、原則、お届けいただく金融機関口座からの引落としとさせていただきます。毎月22日(銀行休業日の場合は後の平日)に、前月の利用料が引落されます。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者(ご利用者)の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

その他の医療機関についても、なるべくご契約者(ご利用者)の希望に添えるよう配慮して受診いたします。

送迎の必要な方には施設の車で送迎いたしますが、嘱託医以外の病院を受診する場合は、なるべくご家族の付き添いをお願いします。

①協力医療機関

協力医療機関の名称	医療法人社団 大西内科循環器科医院 (当施設嘱託医)
所在地	丸亀市飯山町川原1083-6
診療科	内科、循環器科

協力医療機関の名称	医療法人財団 大樹会 総合病院 回生病院
所在地	坂出市室町3丁目5-28
診療科	内科、リウマチ科、外科、泌尿器科、神経外科、整形外科、精神科、婦人科、耳鼻咽喉科、眼科

協力医療機関の名称	医療法人社団 やましろクリニック（当施設嘱託医）
所在地	綾歌郡宇多津町浜九番丁142番地6
診療科	心療内科、精神科、老年診療内科、老年精神科

②協力歯科医療機関 ※訪問診療時に口腔ケアを受けることができます。

協力医療機関の名称	医療法人 優心会 大塚歯科医院 丸亀
所在地	丸亀市城東町一丁目2番39号

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合 ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合 ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合は、退所を希望する日の7日前までに解約書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合 ②ご契約者が入院された場合 ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合 ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合 ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷つけられ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 ⑥他の利用者のご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（解約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合 ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

- ④ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護医療院に入院した場合

→ * 契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設入所中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1か月につき6日間以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② 上記期間を超える入院（3か月以内）の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3か月以内に退院された場合には退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に当施設の受入準備が整っていない時には併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金のみをご負担いただきます。

③ 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

< 入院期間中の利用料金 >

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部と室料をご負担いただくものです。（4頁に記載）

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のための必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院、診療所又は介護老人保健施設もしくは介護医療院等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

7. 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者（ご利用者）の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 緊急時の対応

入所者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は、速やかにご家族及び主治医に連絡し、適切な措置を講じます。（「意思確認書」への記載にご協力ください。）

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により何らかの事故が発生した場合、市町（保険者）、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な対策を講じます。

サービスの提供により賠償をすべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。ただし、介護上の過失によらない事故（見守り空白時の事故、自損事故、利用者間の諍いによる事故等）については、関係者間で協議の上処理します。

同様の事故が起こらないよう、原因究明に努め、しかるべき処置を講じます。

10. 身体拘束の制限

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行えないことになっています。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合にはご説明し、同意をいただいた上で、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

11. 虐待の防止のための措置

虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を置き、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施します。
- (4) 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

12. 感染症の予防及びまん延の防止について

感染症の予防及びまん延を防止するため、担当者を置き、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時においても、現在提供しているサービスを継続的に提供できるように、また、早期の業務再開を図るために、「業務継続計画」を策定しています。非常時にも業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

職員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。また、計画については定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

14. 地域との連携等

事業の運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めています。

15. 個人情報の取り扱い

利用者の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。（別紙「個人情報の使用に係る同意書」にご記入をお願いします。）

16. 第三者評価の実施状況

提供するサービスについて、第三者からの評価を得てサービスの向上に努めます。
今のところ評価機関が行う第三者評価の受審はありませんが、ボランティア等外部の方の声を活かしたサービスの運営に努めます。

17. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

- 当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。
苦情受付窓口(担当者) 生活相談員 香川祐子(紅山荘 TEL 0877-98-2781)
受付時間 9:00~17:00
また、苦情受付ボックスを、事務所受付、2階、3階に設置しています。
- 苦情解決責任者 施設長 鎌倉契嗣
- 苦情解決第三者委員
苦情解決を円滑に図るため、苦情の受付、苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いへの立ち会い・助言を行う者として、下記の方に第三者委員をお願いしています。
喜多壽子氏(TEL 0877-86-2470)、寺井義弘氏(TEL 0877-98-5293)
- 苦情処理の手順は、次のとおりです。
 - (1) 苦情があった場合、苦情受付者は苦情申出人から詳しく事情を聞き、事実確認を行う。(間接的に受付けた場合は、苦情受付者は速やかに苦情申出人に連絡を取り、苦情の内容について確認する。)
 - (2) 苦情受付後、苦情受付者は苦情解決責任者に報告する。
 - (3) 苦情解決責任者は、必要であると判断した場合、検討会議を開く。
 - (4) 苦情解決責任者は検討の結果に基づき、速やかに具体的な対応(検討内容報告、謝罪訪問等)をとる。また、苦情解決に向けての話し合いを行い、適切な解決に努める。この時、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の立ち会い又は助言を求めることができる。
 - (5) 上記に係る苦情処理等についての記録を行い、台帳に保管し、再発を防ぐ為に役立てる。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

香川県長寿社会対策課 介護保険担当	所在地 高松市番町4-1-10 電話番号 087-832-3268 ・FAX 087-806-0206 受付時間 9:00~17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 高松市福岡町2-3-2 (香川県自治会館内) 電話番号 087-822-9341 ・FAX 087-822-6023 受付時間 9:00~17:00
香川県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 高松市番町1-10-35(香川県社会福祉総合センター内) 電話番号 087-861-1300 ・FAX 087-861-1300 受付時間 10:00~16:00
介護保険保険者	各市町の担当課 丸亀市の場合: 丸亀市健康福祉部高齢者支援課 所在地 丸亀市大手町2-3-1(市役所2F) 電話番号 0877-24-8807 ・FAX 0877-24-8455 受付時間 9:00~17:00

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 紅山荘

説明者職名及び氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

印

上記代理人住所

氏 名

印

(続 柄)